

平成29年度

みどり豊かな森づくり事業補助金

評価表 NO.

31

所管部課名	林務水産課	担当者	井上								
事務事業名	林業振興育成費										
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金交付要綱										
補助経過年数	6年以上10年以下										
平成29年度 予算額	1,300 千円	<table border="1"> <tr> <th>国県支出金</th><th>一般財源</th><th>その他</th><th>その他の内容</th></tr> <tr> <td>千円</td><td>1,300 千円</td><td>千円</td><td></td></tr> </table>	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容	千円	1,300 千円	千円		
国県支出金	一般財源	その他	その他の内容								
千円	1,300 千円	千円									
	指標名	目標値	目標年度								
成果指標①	森林の整備面積	4ha	平成34年度								
成果指標②											
補助対象者	薩摩川内市みどり推進協議会										
補助対象経費	緑の募金法に基づく緑化の推進及び森林の整備										
補助対象事業・活動の内容	① 広報活動事業・・・「みどりの募金だより」の作成 ② 森林整備事業・・・各種の森づくりの整備 ③ 緑化推進事業・・・花苗等の配布や緑の少年団の活動助成 ④ 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められるもの										
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 予算で定める額以内										
上記項目の積算方法	みどり豊かな森づくり事業補助金交付要領										
補助を受ける事業（団体）等の 経過3年間の決算状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度					
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）				
	収入	自己資金	4,499,139	71.4%	3,633,271	63.6%	4,417,244	60.0%			
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%			
		事業収入	1,505,000	23.9%	1,499,000	26.2%	1,768,000	24.0%			
		寄付金・その他助成	2,994,139	47.5%	2,134,271	37.3%	2,649,244	36.0%			
		市補助金	1,300,000	20.6%	1,300,000	22.7%	1,300,000	17.6%			
			240,066	3.8%	285,847	5.0%	251,347	3.4%			
		（前年度繰越金）	258,326	4.1%	495,819	8.7%	1,397,056	19.0%			
		計	6,297,531	100.0%	5,714,937	100.0%	7,365,647	100.0%			
		支出	事業費	2,920,011	46.4%	1,469,296	25.7%	3,681,981	50.0%		
			人件費	300,000	4.8%	300,000	5.2%	309,060	4.2%		
	その他事務費		71,991	1.1%	50,072	0.9%	69,942	0.9%			
			2,509,710	39.9%	2,498,513	43.7%	2,947,125	40.0%			
				0.0%		0.0%		0.0%			
				0.0%		0.0%		0.0%			
	（翌年度繰越金）		495,819	7.9%	1,397,056	24.4%	357,539	4.9%			
	計		6,297,531	100.0%	5,714,937	100.0%	7,365,647	100.0%			
	支出計/前年度支出計				90.7%		128.9%				
	自己資金/前年度自己資金				80.8%		121.6%				
翌年度繰越金/市補助金		38.1%		107.5%		27.5%					
交付件数		1		1		1					
成果指標の推移①		4ha		0.1ha		4.25ha					
成果指標の推移②											
特記すべき事項等	【今年度改善点】新たな取り組みの実施。 【前回評価】平成26年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」 ・対象事業のうち、あまり活用されていないと思われる事業もある。事業PRに取り組まいたい。 【前回評価への回答】名木・古木等の緑の文化財保全事業など新たな事業の取組を実施した。 【事業のPR方法】みどりの募金だよりの発行や各イベント等による啓発活動 【費用対効果】地区コミュニティ協議会や小中学校等市内緑化活動の充実 【補助事業以外の事業】「特になし」 【その他】「特になし」										

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	・緑化の推進は、各地域の要望を踏まえ、花の苗・苗木等の購入助成や、市花であるカノコユリの球根の配布など市民の関心度も高く公益上の増進に繋がっていると認識する。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	① ・市内の緑化を図るため、市民に対する理解と関心を深める上では、緑化推進事業の継続は重要であり、薩摩川内市みどり推進協議会に補助することは継続的な緑化推進に繋がる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	・近年の異常気象で地球温暖化や豪雨等による災害など地球環境の変化が著しい中、緑の環境づくりは欠かせないため、みどり豊かな森づくり事業補助金は市民のニーズの合致すると考える。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	・薩摩川内市みどり推進協議会は、緑の募金活動収益金と併せて事業を実施しており、地域の代表者や各種団体の代表者で組織されている協議会である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	・「みどり豊かな森づくり事業補助金交付要領」を基に、補助金は予算で定める額以内であり、また総会で審議されるため著しく妥当性を欠くものではない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	・緑の募金活動の収益金が主な財源であり、協議会委員の意見を伺いながら実施している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	・各自治会、地区コミュニティ等から花の苗等の要望があげられ、市内の緑化に向けて市民一体となった取り組みがなされている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	・市内全域に事業展開を図る上で、募金活動の収益金だけでは困難である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	・毎年、事業計画及び事業実績について総会で審議されており、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 継続的事业に加え、名木・古木等の緑の文化財保全事業など新たな事業の取り組みも実施され、今後も緑化の推進を実施する上で必要な措置と考える。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉

みどり豊かな森づくり事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げるみどり豊かな森づくり事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 みどり豊かな森づくり事業補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は薩摩川内しみどり推進協議会とする。
- (2) 事業計画の内容が地域緑化の推進及び森林の整備に関するものであること。
- (3) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 みどり豊かな森づくり事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 みどり豊かな森づくり事業補助金は、次の各号に掲げる緑の募金法に基づく緑化の推進及び森林の整備に必要と認められる経費。

- (1) 広報活動事業として、「みどりの募金だより」の作成に係る経費。
- (2) 森林整備事業として、各種の森づくりの整備に係る経費。
- (3) 緑化推進事業として、花苗等の配布や緑の少年団の活動助成等に係る経費。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費。

(交付の申請)

第5条 みどり豊かな森づくり事業に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

(交付の基準)

第6条 みどり豊かな森づくり事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者にみどり豊かな森づくり事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 みどり豊かな森づくり事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 当該補助事業等に係る活動状況写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 みどり豊かな森づくり事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、緑化の推進及び森林の整備の面積を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 みどり豊かな森づくり事業補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の林業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。